

2013年3月27日

集团的消費者被害回復制度の早期実現を求める緊急アピール

適格消費者団体

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's)

現在、政府においては消費者庁が中心となって「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、「法律案」といいます。）のとりまとめを行っています。この法律案はこれまで情報力や交渉力の格差などのために必ずしも十分には被害回復が図られてこなかった消費者被害のより実効的な救済を実現するものであり、私たちが長年にわたり強くその実現を求めてきたものです。私たちは、これまで消費者問題に携わってきた者として、このような政府の取り組みを高く評価します。

この法律案に対しては、拙速な立法であるとか、濫用のおそれがあるとか、企業の競争力を損ない経済再生のプロセスにも悪影響を及ぼすなどといった批判がなされています。しかし、このような批判はいずれも法律案が提案されている経緯やその内容を十分理解していないものです。私たちは、政府のとりまとめや国会議員の方々の議論においてはこのような批判に影響されないことを強く望みます。

そもそも、2006年以降の国会において集团的消費者被害回復制度の検討を求める附帯決議が度々なされるとともに、2009年の消費者庁設置法附則では3年を目途に必要な措置を講じることが定められていました。2007年OECD理事会勧告でも消費者被害救済のための集团的な訴訟制度の導入が提言されています。この法律案は、このような経緯のもとに消費者庁や消費者委員会において事業者団体関係者も含む有識者による検討委員会等を設けて数々の議論を重ねた結果を踏まえて、ようやく取りまとめられようとしているものであり、拙速な立法との批判は当たらず、むしろ遅きに失したとさえいえるものです。

この新しい制度はもともと消費者にはなかった権利を新たに認めるものではありません。健全な企業であれば当然なすべきことを求めるにすぎないものです。企業活動を不当に制約するのではないかといった批判に対しては、消費者の利益の適切な擁護無くして、公正な市場の持続的な発展、適切な経済成長はあり得ないこと、消費者の利益を犠牲にして経済成長を図るなどということは成熟した先進国がもはや取るべき政策ではないということを明確に指摘しておきたいと思えます。

政府や国会議員の方々におかれては、「国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場からつくられた法律、制度、さらには行政や政治を国民本位のものに改めなければ」ならない（福田康夫内閣総理大臣（当時）による施政方針演説（2008年1月18日））という消費者庁設置当時の理念を改めて思い起こし、集团的消費者被害回復のための新たな訴訟制度を早期に実現していただくよう、ここに強く求めて私たちの緊急アピールといたします。

以上